

1.商法の基礎

1-1.商法のイメージ

(1)商法とは

一般用語：お金儲けのやり方 ⇔ 法律学では

六法=憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法

『ポケット六法（有斐閣）』等に採録されている法律では：

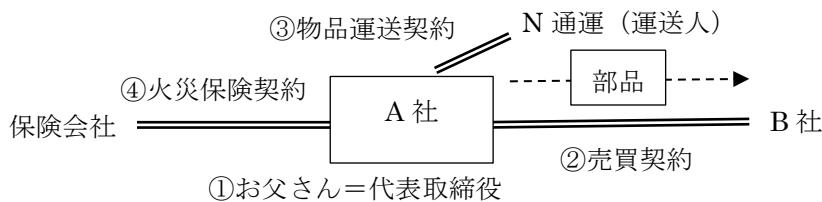
商法、会社法、保険法、会社法施行規則、会社計算規則 etc.

形式的意義の商法 ⇔ 実質的意義の商法

(2)商法が適用される場面

事例 1-a 「商法」が適用される場面

ハルさんのお父さんは、①A 株式会社（以下「A 社」）を経営しており、その代表取締役である。A 社は部品を製造し、②それを機械製造業者である B 社に販売している。A 社が B 社に部品を送り届ける際には、③N 通運に運送を依頼することが多い。A 社は工場の建物を保有しており、その建物について④火災保険に加入している。



1-2. 法分野としての商法

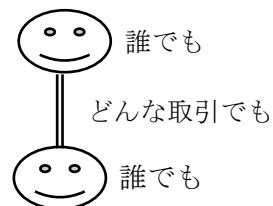
(1) 商法の独自性

いろいろな場面に適用 (1-1(2)) → (ア) 共通する要素?

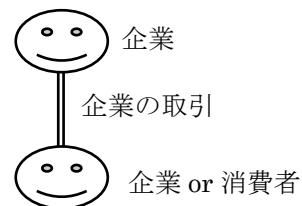
独立した法分野→(イ)他の分野(民法など)からの独自性?

事例 1-a ②: 売買契約

→民 555 以下(売買)・521 以下(契約)・90 以下(法律行為)=なぜこれで足りない?



[民法=一般法]



[商法=特別法]

→商法とは企業に関する法(商法企業法説)

(2) 商法のルールの特徴

営利性の重視、取引の反復・集団的処理の促進、取引の円滑・確実化

商法のルールの特徴 [近藤 1編 1章 1節四]

営利性の重視

例: 商 512 (商人の報酬請求権) ⇔ 民 648 I (委任は原則無償)

取引の反復・集団的処理の促進

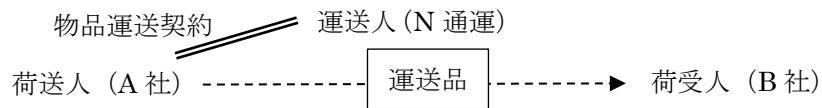
例: 商 509 (諾否通知義務→4-3(3)) ⇔ 民法の原則: 承諾がなければ契約不成立

取引の円滑・確実化

例: 商業登記 (2-2・2-3)、権利外觀法理 (3-3(2))

(3)具体例

事例 1-a ③：物品運送契約——N 通運が不注意で運送品を損傷した場合は？



民法のルール＝民 415（債務不履行による損害賠償）・民 166 I（消滅時効）

but 運送業者の性格（大量の荷物を取り扱う）＝責任が長期にわたって残るのは…

→商法のルール

- ・異議をとどめずに運送品を受け取れば＝商 584 I（責任消滅）

- ・異議をとどめて運送品を受け取ったとしても＝商 585 I（除斥期間）

*宅配便の場合は約款で異なるルール（消費者保護）

1-3. 商法の歴史と諸分野

(1) 日本の商法の歴史

明治 23 年旧商法 (ロエスレル [Hermann Roesler] 商法)

総則
第 1 編 商ノ通則
第 2 編 海商
第 3 編 破産

* 第 1 編に商法総則、会社、商行為、保険、手形のルールが定められる

► 旧破産法 (大正 11 年法律第 71 号)

明治 32 年制定当時の商法

第 1 編 総則
第 2 編 会社
第 3 編 商行為
第 1 章～第 9 章 (略)
第 10 章 保険
第 4 編 手形
第 5 編 海商

► 会社法 (平成 17 年法律第 86 号)

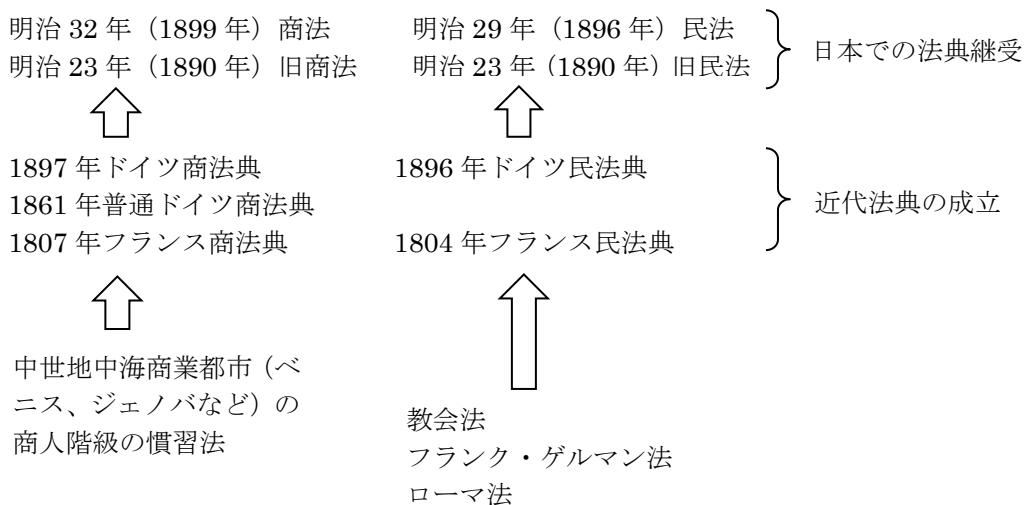
► 保険法 (平成 20 年法律第 56 号)

► 手形法 (昭和 7 年法律第 20 号)・
小切手法 (昭和 8 年法律第 57 号)

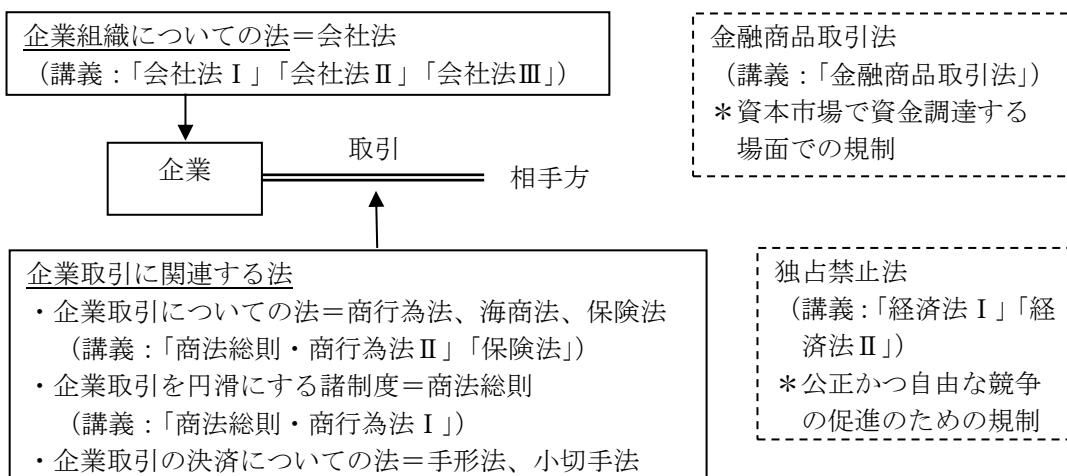
現在の商法

第 1 編 総則
第 2 編 商行為
第 3 編 海商

(2) 日本の商法のルーツ



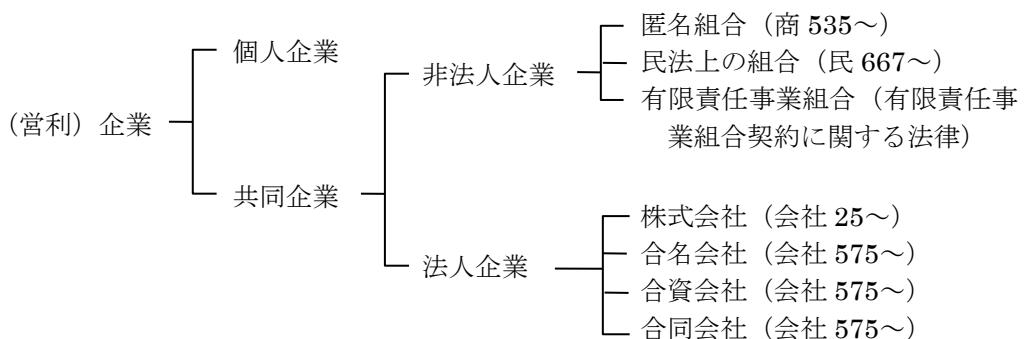
(3)商法の諸分野



(a)企業組織についての法

「大企業」「中小企業」「個人企業」

企業（営利企業）=利益を得るために事業活動（ビジネス）を行う主体



会社=企業をやるときの仕組み（フォーマット）の1つ（企業の法的形態）

→運営等についてのルールを定めるのが会社法

(b)企業取引に関する法

事例 1-a ②→商行為法（商法第 2 編）

商法総則=企業取引を円滑にするための色々な制度を用意するもの

例：商業登記（株式会社：会社 911 III → 詳細は 2）

(4)商法に隣接する分野

(a)金融商品取引法（金商法）

事例 1-b 金融商品取引法

事例 1-a の A 社は、これまで創業者（お父さん）やいくつかの取引先が出資をするとともに、金融機関から借入れをすることで事業に必要な資金をまかなってきたが、事業をさらに拡張するために一般の投資者から出資を募ることにし、○○証券取引所の△△市場に株式を新規上場した。

(b)独占禁止法（独禁法）

事例 1-c 独占禁止法

Y 社は、F 製剤を用いる内視鏡洗浄消毒器（以下「本件消毒器」）を製造・販売する唯一の会社である。F 製剤は、Y 社自身のほか、4 つの会社によって製造・販売されており、Y 社が製造・販売する F 製剤より、他の 4 社の製造・販売する F 製剤の方が安価である。Y 社は、本件消毒器にバーコードリーダーを取り付けるとともに、Y 社が製造・販売する F 製剤の容器に二次元コードを貼付し、当該バーコードリーダーによって二次元コードを読み取らなければ本件消毒器の洗浄消毒機能が作動しないようにした。公正取引委員会は、Y 社のこのような行為は抱き合わせ販売に当たるとして、排除措置命令を発した。

不公正な取引方法（独禁 2IX・19）

不公正な取引方法〔昭和 57 年公正取引委員会告示 15 号〕10 項

「相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他自己又は自己の指定する事業者と取引するように強制すること。」